

## 島根県営繕工事における資材価格等の変動対策について

スライド制度は、島根県工事請負契約書第 26 条に規定されている制度です。工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を越えた場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

今回新たに、営繕工事を対象とする『資材価格の変動に対する特例措置』を実施します。

### －資材価格の変動に対する特例措置について－

資材価格の変動に対する特例措置（以下「特例措置」という。）は、資材価格の変動によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が生じることから、当初契約締結後、発注者が設計単価を最新の設計単価に変更するものです。

#### 特例措置

##### 対象

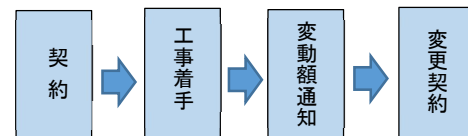
- ・『複合単価』『市場単価』
- ・『島根県建設工事積算基準第 15 編』に掲載されている資材単価、機械賃料等
- ・『見積単価』（「別表 1」に掲げる資材）

##### 対象外

- ・『見積単価』（「別表 1」に掲げる資材を除く。）
- ※ 1

※ 1 類似資材の物価変動率等により、単価の乖離が確認できる場合については、受発注者協議のうえ、当特例措置の対象とすることができる。

#### 手続きの流れ



(別表 1)

工種	適用箇所	対象材料
鉄筋	躯体	異形鉄筋 等
コンクリート	躯体	普通コンクリート 等
鉄骨	本体鉄骨	形鋼、鋼板 等 (ボルト等含む。)
木	躯体	木材 等 (接合部金物等含む。)

#### 工事の請負金額を最新の設計単価に置き換えます！

- ・『全体スライド』や『単品スライド』、『インフレスライド』との併用も可能です。
- ・請負額の 1% 負担はありません。

- ・すべての営繕工事を対象とします。
- ・令和 5 年 1 月 2 日 1 日以降の契約締結分から特例措置の対象とし、当面の間の運用とします。
- ・特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知します。
- ・特例措置の変更契約は、原則として、設計図書の変更と併せて変更契約時に行うものとしします。